

○志摩市法定外公共物等整備事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 27 日

告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の生活環境の向上を図るため、法定外公共物等の整備を行う者に対し、予算の範囲内において志摩市法定外公共物等整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成 16 年志摩市規則第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定外道路 志摩市法定外公共物管理条例(平成 16 年志摩市条例第 208 号)第 2 条第 2 号に規定する認定外道路をいう。
- (2) 水路 志摩市法定外公共物管理条例第 2 条第 3 号に規定する水路をいう。
- (3) 私道 国又は地方公共団体以外の者が敷地を所有し、一般交通の用に供されているものをいう。
- (4) 法定外公共物等 前 3 号に定める認定外道路、水路及び私道をいう。
- (5) 工事基準額 申請者の提出した工事内容に基づき市が積算基準を用いて算定した工事額をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができるもの(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに掲げるもの(団体又は補助金を受けようとする者が複数のときは、その代表者)とする。

- (1) 法定外公共物等が属する地域において組織されている自治会等
- (2) 私道の所有者(所有権以外の利用権等の権利者を含む。)又は管理者
- (3) その他市長が認める団体

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、法定外公共物等について行う舗装工事、側溝工事その他市長が特に必要であると認める工事とし、それぞれ別表に掲げる構造のものでなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が私道の整備である場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 幅員が 1.5 メートル以上であること。
 - (2) 沿道の住宅等が 2 戸以上又は宅地の所有者が 2 人(共有者を除く。)以上であること。
 - (3) 私道として築造した後、20 年以上経過していること。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する法定外公共物等について行う事業は、補助対象事業としない。
 - (1) 3 年以内に掘削する計画があるもの
 - (2) この要綱に基づき補助金の交付を受けて整備を行った法定外公共物等のうち完成後 20 年を経過していないもの
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、補助対象事業が私道の整備である場合には、当該私道敷地の所有者及び当該私道に隣接する敷地の所有者全てから、当該事業を行うことについて承諾を得られていない場合は、補助対象事業としない。ただし、やむを得ない理由により承諾が得られない場合において、第 6 条第 2 項第 5 号の確約書の提出があったときは、この限りでない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次条第 1 項第 7 号の工事費見積書に記載された見積額と工事基準額とを比較して、いずれか少ない額に 10 分の 7 を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1 会計年度において一の法定外公共物等につき交付する補助金は、100 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 申請者は、当該工事に着手しようとする前にあらかじめ法定外公共物等整備事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図(縮尺 500 分の 1 程度)
- (3) 構造図(標準断面図)
- (4) 公図の写し
- (5) 法定外公共物等整備事業計画書(様式第 2 号)
- (6) 法定外公共物等整備事業収支予算書(様式第 3 号)

- (7) 工事費見積書
- (8) 工事箇所の着手前の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業が私道の整備である場合には、前項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書
 - (2) 法定外公共物等整備事業承諾書(様式第4号)
 - (3) 法定外公共物等整備事業承諾書(隣接地)(様式第5号)
 - (4) 誓約書(様式第6号)
 - (5) 確約書(様式第7号)
- (補助金の交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは法定外公共物等整備事業補助金交付決定通知書(様式第8号)により、補助金の不交付を決定したときは、法定外公共物等整備事業補助金不交付決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(請負人の選定)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が、工事を請け負わせる場合は、志摩市競争入札資格者名簿に本店又は支店若しくは営業所等が志摩市内にて登録されており、土木一式又は舗装を希望業種として登録しているものから選定しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、法定外公共物等整備事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事箇所の完成後の写真
- (2) 工事費の請求書又は領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額の確定をし、法定外公共物等整備事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けた日から 7 日以内に、法定外公共物等整備事業補助金交付請求書(様式第 12 号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

(維持管理)

第 12 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて整備された法定外公共物等は、補助事業者及び利害関係人が共同して、当該法定外公共物等の機能を損なわないように、適正な維持管理を行わなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

1 舗装工事

内容	構造	
	表層	路盤
アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・新設又は打換えとし、密粒度アスコン厚 40 ミリメートルとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設又は打換え(不陸整正を含む)とし、粒度調整碎石又は再生碎石厚 100 ミリメートルとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーレイとし、密粒度アスコン平均厚 30 ミリメートルとする。 	
コンクリート舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・新設又は打換えとし、レディーミクストコンクリート厚 120 ミリメートルとする。 ・溶接金網を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設又は打換え(不陸整正を含む)とし、粒度調整碎石又は再生碎石厚 100 ミリメートルとする。

2 側溝工事の構造

内容	構造
U型側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート現場打ち又はコンクリート二次製品とする。 ・有効断面は、幅 300 ミリメートル以内、深さ 300 ミリメートル以内とする。 ・鉄筋コンクリート製溝蓋 (T25 荷重用以下) を含む。 ・鋼製グレーチング蓋 (長さ 500 ミリメートル程度) は、U型溝延長 10 メートル当たり 1 枚以下とする。